

土砂災害の警戒避難体制を構築する上での基本的考え方(案)

行政と住民がそれぞれ果たすべき役割を認識し、双方の役割を補完しつつ、協働して、地域の防災力を高め、土砂災害に対する警戒避難体制を構築することが必要である。

	行政の役割	住民の役割
情報の収集・伝達 (第2章)	土砂災害危険箇所、避難所の場所や降雨量、土砂災害警戒情報、周辺の災害関連情報等の土砂災害に関する情報を住民に提供する。	避難の必要性を判断するため、土砂災害に関する情報の入手に努め、自らも前兆現象や周辺の災害関連情報を入手する。
避難勧告等の発令 (第3章)	- 土砂災害警戒情報等に基づき、的確に避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 - 特に、在宅の災害時要援護者については、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に要援護者避難勧告(仮称)を発令し、避難を完了させる。※1	避難勧告等の重要性を理解し、発令された場合には直ちに避難する。
避難所の開設・運営 (第4章)	- 避難所の安全性を確認し、必要に応じ、他の公共施設や民間施設を活用するなど柔軟な選定を行う。 - 在宅の災害時要援護者に対する避難所については、近隣の公民館等を選定する。	- 避難所を日頃より把握し、避難経路の安全性を確認する。 - 避難所運営に協力する。

	行政の役割	住民の役割
災害時要援護者への支援 (第5章)	・ 災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、施設管理者が警戒避難体制を確立することに支援する。 ・ 福祉部局が中心となって、在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制を整備する。	・ 自主防災組織、福祉関係者等により、災害時要援護者の避難支援を行う。 ・ 災害時要援護者は、自力で避難できないのであれば、支援を要する旨を避難支援者又は市町村にあらかじめ伝えておく。
防災意識の向上 (第7章)	・ 自主防災組織等において、土砂災害に対する取り組みが活発になるよう支援する。 ・ 土砂災害危険箇所や避難所等の情報を住民に提供する。 ・ 定期的に防災訓練を実施するとともに、住民の行う防災訓練等を支援する。	・ 自主防災組織等において、日頃より交流を活発にし、災害時に機能する組織づくりを行う。 ・ 土砂災害危険箇所等についての情報を家族や住民間で共有するとともに、前兆現象や災害伝承を調べ、その知識を住民主体のハザードマップ等にまとめる。 ・ 住民が主体となった防災訓練等を継続して実施する。
住民ニーズを踏まえた地域防災計画の策定等	・ 住民の意見を聴いて、住民の避難を支援すべき事項を計画に盛り込む。	

※1 「特に、在宅の災害時要援護者については、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に要援護者避難勧告（仮称）を発令し、避難を完了させる。」

土砂災害警戒避難ガイドライン		避難勧告等の判断・伝達 マニュアル
災害時要援護者	一般住民	
【避難準備（要援護者避難）情報】 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 【要援護者避難勧告（仮称）】 特に、在宅の災害時要援護者については、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難勧告を発令し、避難を完了させる。 （要援護者関連施設に対しても要援護者避難勧告（仮称）が発令されていることを伝達）	【避難準備情報】 家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【避難準備（要援護者避難）情報】 ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
	【避難勧告】 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【避難勧告】 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
【避難指示】 ・避難勧告等の発令で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動なし	【避難指示】 同左	【避難指示】 ・避難勧告等の発令で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

（効果）・要援護者の被災が少なくなる。

- ・「避難準備情報」では逃げない人が多く、避難をより効果的に行える。
- ・早い段階であれば、市町村職員等の支援も可能になる。

（課題）・要援護者の避難回数が増えるため、近隣の公民館等の施設を避難所として選定する必要がある。

- ・要援護者と一般住民を分けて避難勧告を発令するので、事前に十分な周知を行う必要がある。